

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
7月22日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
 - 公告
 - 契約の締結(デジタル・ガバメント推進課).....
 - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....
 - 建設業者の営業所の所在地の不明(監理課).....
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
 - 一般競争入札の実施(物品管理課).....

山口県告示第百二十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政



名 医 療 所 機 関 在 地 指定辞退年月日

医療法人社団優志会み 宇部市東小串一丁目一番一号 令和四、六、一四
やわき矯正歯科クリニック

山口県告示第百二十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
和久区域	法第百四条第二号に掲げる漁業

山口県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路 線 名 四三五号
道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢市豊田前町麻生下字さやの浴六六七の一七地先から	旧 最狭 最広	三五・〇〇 五六・〇〇	五九・〇	

同市豊田前町麻生下同字六六七の九地先まで	新	最狭 三五・〇〇	五九・〇	道路改良工事の完了による。
----------------------	---	-------------	------	---------------

道路の種類 県道
路線名 下関美祿線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祿市大嶺町東分字東洪倉二八〇二の二地先	最狭 一三・六	最狭 一〇・八		三・三	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年七月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名 一般国道 四三五号	供 用 開 始 の 区 間 美祿市豊田前町麻生下字さやの浴六六七の一七地先から同市豊田前町麻生下同字六六七の九地先まで	供用開始の期日 令和四年七月二十三日
---------------	---	--------------------

路線名 下関美祿線	供 用 開 始 の 区 間 美祿市大嶺町東分字東洪倉二八〇二の二地先	供用開始の期日 令和四年七月二十三日
-----------	------------------------------------	--------------------

山口県告示第二百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称 安養寺二丁目(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	長 府 安 養 寺 二 丁 目	一一九五の一 一一九五の一 一一九五の一 一一九五の一 一一九五の一 一一九五の一 一一九五の一	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号

山口県告示第二百三十二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中 萩市職員共済会 理事長 古谷勝 を 萩市職員共済会 理事長 相央多 に、 熊毛郡上関町大字長島五〇三 を

熊毛郡上関町大字長島四四八

に改める。



(二二九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバ仮想化基盤システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年五月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
- 六 落札金額
二億八千三百五十三万六千円
- 七 入札公告日
令和四年四月五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法 借入れ
 - (三) 落札方式 最低価格

(二三〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品	種	生	年	月	日	産	地	検	査	成	績	飼	養	者	の	住	所	及	氏	名	又	は	名	称
一一四〇八五 一五七五二	秋月		そ	他	平	成	二	九	山	口	県	級	外	萩	市	見	島	花	田	康	章						

(二三一) 建設業者の営業所の所在地の不明

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告します。
なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	代	表	者	の	名	営	業	所	の	所	在	地	許	可	番	号	許	可	年	月	日																						
株	式	会	社	ネ	ク	横	大	介	下	関	市	藤	ヶ	谷	町	八	番	一	六	号	山	口	県	知	事	（	般	一	三	）	第	三	六	号	令	和	四	年	七	月	二	十	二	日

(二三二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字石迫及び字尾木
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四番地の一
マツト株式会社

(一三三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - 次に掲げる物品等の購入
 - (一) 物品等の名称及び数量
 - 県立学校コンピュータ教室用機器 一式
 - (二) 物品等の特質等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
令和五年三月十日
 - (四) 納入場所
山口県立柳井商工高等学校ほか二箇所
- 二 入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品

等の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和四年七月二十二日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和四年八月三十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和四年九月一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和四年九月一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否 要
 - (四) 契約保証金 免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools
 - (3) Delivery period: March 10, 2023
 - (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Yanai Commercial and Technical HighSchool and 2 other places
 - (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Deadline for tender: 5:15 P.M. August 31, 2022 (If brought in person: 10:00 A.M. September 1, 2022)

令和四年七月二十二日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁